

公益財団法人東亞道路工業協奏財団

— 助成金募集要項 —

1. 助成対象

I. 対象事業

(1) 交通安全に資する活動

地域住民の交通事故防止、交通安全意識の向上、交通弱者(高齢者・児童・障害者等)の保護を目的とした啓発・教育・環境整備等の活動を対象とする。交通弱者に対する教育・生活支援、交通安全の普及・啓発を目的とした講演会・キャンペーン・教材作成、災害時の交通安全確保や被災地支援、防災関連用品の寄贈、事故調査委員会の活動支援、衝突安全や交通安全に関する研究機関も助成対象とする。

(2) 前号に掲げる活動に係る交流、普及、啓発に関する活動

II. 対象事業の要件

(1) 助成対象に合致し、営利を目的としないもの

(2) 採否通知後の4月1日～3月31日に活動を実施または継続するもの

III. 助成先及び条件

(1) 団体

(2) 反社会的勢力、活動が特定の政治、思想、宗教などの目的に偏る団体ではないこと

2. 助成金

I. 助成金額

・原則1件あたり100万円を上限とする。

II. 助成金の交付

・助成金の交付：採否通知後の4月1日以降順次

・支給決定後、銀行振込にて送金いたします

III. 対象経費

助成の対象となる経費は、上記I. 対象事業に直接関連する経費であり、例えば次のものが該当する。

・交通安全教室・講演会の開催費

・啓発物品(反射材、標識、教材等)の購入費

・交通遺児支援(学習支援、心理ケア、進学支援等)

・被災地支援活動費、防災用品の寄贈費

・災害時の交通安全啓発資料作成費、事故調査活動費(報告書作成、広報資料制作等)

・衝突安全・交通安全研究費(試験費、調査費、研究者謝金等)

・会場費、講師謝金、交通費、宿泊費、保険料

・広報費(チラシ・ポスター・SNS広告等)

・活動に必要な物品購入費(防災用品等)

・教材作成費、映像・冊子制作費

・活動報告書作成費等

3. 選考

I. 選考方法

- ・採否については、当財団選考委員会にて審議を行い、決定いたします

II. スケジュール

- ・応募受付期間：毎年 10 月 1 日～翌年年 1 月末日

- ・助成金の選考：毎年 2 月

- ・採否の通知：毎年 3 月

III. 選考結果

- ・選考結果について、申請いただいた代表者様に通知いたします

- ・選考過程については開示いたしかねます

4. 申請方法

I. 「申請書」を当財団ホームページからダウンロードの上、以下の書類とともに郵送またはホームページからご提出ください

(1) 郵送の場合

下記送付先まで必要書類を添付の上、ご提出ください

〒106-0032 東京都港区六本木 7-3-7

一般財団法人東亜道路工業協奏財団 事務局宛

(2) ホームページより申請される場合

当財団サイトより申請フォームをダウンロードの上、必要書類を添付して「お問合せ」よりご提出ください

II. 提出書類

(1)

- ①申請書(当財団フォーム)
- ②登記簿謄本(履歴事項証明書)
- ③定款もしくは会則等
- ④役員一覧名簿
- ⑤助成を希望する活動や企画などの内容がわかる資料
(団体紹介資料、活動報告書、収支報告書、企画書など)
- ⑥その他助成にあたり確認が必要と当財団が判断した資料

5. 報告

- ・当財団が助成した活動(実施期間：4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)が終了しましたら、終了後 4 か月以内にその活動報告書(助成金が活動に使用されたことがわかるもの)を当財団にご提出ください

6. 助成事業の公開

- ・助成金の支給を受けて実施した活動及び事業の全部または一部について、当財団にてホームページ、

その他媒体にて掲載させていただく事がありますので、あらかじめご了承ください

7. 注意事項

- ・助成金を申請の目的以外に使用することを禁止いたします
- ・申請書をご提出いただいた後、申請書類の内容や活動内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります
- ・助成金支給決定後、当該活動に関し、当初の目的から重要な変更を行う場合は速やかに当財団にお申し出いただくようお願いいたします
支給可否について改めて当財団選考委員会にて審議させていただく場合がございます
- ・申請対象となる活動が中止になった場合、虚偽の記載が判明した場合、助成の決定を取り消しとともに、助成金を返還していただきます

8. お問い合わせ

- ・助成金に関するお問い合わせは当財団ホームページお問い合わせフォームよりお問い合わせください

以上